

平成22年6月24日

株 主 各 位

広島県福山市箕沖町92番地

マナック株式会社

代表取締役社長 杉之原祥二

第65回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素はご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第65回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第65期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本議案は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき5円と決定いたしました。これにより、年間配当金は、先に実施しました中間配当金2円50銭とあわせて1株につき7円50銭となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>社外取締役との責任限定契 約</u>) 第27条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427 条第1項の規定により、 社外取締役との間で、同 法第423条第1項の賠償 責任を法令の定める<u>限度</u> まで限定する契約を締結 することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任免除・責任限定</u>)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426 条第1項の規定により取 締役(取締役であった者 を含む。)</u>の損害賠償責 任を、<u>法令の限度におい て、取締役会の決議によ って免除することができ る。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427 条第1項の規定により、 社外取締役との間で、同 法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約 を締結することができる。 <u>但し、当該契約に基づく 責任の限度額は、あらか じめ定めた金額又は法令 が規定する金額のいづれ か高い額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>社外監査役との責任限定契 約</u>) 第37条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427 条第1項の規定により、 社外監査役との間で、同 法第423条第1項の賠償 責任を法令の定める<u>限度</u> まで限定する契約を締結 することができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>監査役の責任免除・責任限定</u>)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426 条第1項の規定により監 査役(監査役であった者 を含む。)</u>の損害賠償責 任を、<u>法令の限度におい て、取締役会の決議によ って免除することができ る。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427 条第1項の規定により、 社外監査役との間で、同 法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約 を締結することができる。 <u>但し、当該契約に基づく 責任の限度額は、あらか じめ定めた金額又は法令 が規定する金額のいづれ か高い額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p align="center">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	(削 除)
<p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>	(削 除)

第3号議案 取締役6名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、取締役に杉之原祥二、三道克己、村田耕也、北村彰秀の4氏が再選され、門脇 進、大久保俊司の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に岡本道俊、豊田基嗣の両氏が選任されました。

以 上

~~~~~

なお、本総会終了後開催された取締役会におきまして、代表取締役社長に杉之原祥二氏、代表取締役専務に三道克己氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

以上により、平成22年6月24日現在における当社の取締役及び監査役は下記のとおりであります。

記

|                  |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 杉之原祥二 | 取 締 役 | 大久保俊司 |
| 取締役専務<br>(代表取締役) | 三道克己  | 常勤監査役 | 石井 潔  |
| 常務取締役            | 村田耕也  | 監 査 役 | 内海康仁  |
| 取 締 役            | 北村彰秀  | 監 査 役 | 本田祐二  |
| 取 締 役            | 門脇 進  |       |       |

以 上

---

## 第65期期末配当金のお支払いについて

第65期期末配当金は平成22年6月25日からお支払いいたしますので、同封の「第65期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で、払渡期間内（平成22年6月25日から平成22年7月30日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「第65期期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

### 上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、当社がお支払いする配当金について、配当金額や徴収税額等を記載した「支払通知書」を株主さま宛にお送りすることとなっています（同封の「第65期期末配当金計算書」が、「支払通知書」を兼ねることになります）。

なお、「支払通知書」は株主さまが確定申告する際の添付資料としてご使用いただくことができます（株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

以上

---